

## 目標 | 4

# 全ての人が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭や様々な困難を抱えた人のために、各種支援を実施します。

### 施策の方向性 7 様々な困難を抱える人への支援

施策（具体的な事業内容は、別冊「事業一覧」をご参照ください。）

- 15 女性のための相談支援の充実
- 16 ひとり親家庭への支援の充実
- 17 困難な問題を抱える人への相談支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域社会における相互扶助や連帯意識が希薄化し、複合的な生活上の困難を抱える人が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしています。特に女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特にひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。

女性の社会進出が進んだとはいえ、男性との賃金格差は依然として存在し、女性が高齢であること、障害があること、ひとり親であること、外国籍市民やルーツが外国であること等を理由とした複合的な困難を抱えた場合、さらに困難な状況に置かれる場合があります。このような様々な困難に直面する人々に対しては、その視点も踏まえて、よりきめ細やかな支援が重要となります。

■■■デュオよこすか（女性のための相談室）■■■

**一般相談**

女性が日頃から抱える人間関係や生活上の悩みについて、女性の相談員が相談に応じます。

- ・相談日時 月・水・金の9時～16時
- ・相談方法 原則、電話相談

※面談をご希望の場合も、まずは電話でご相談ください。

※相談時間は、1件あたり20～30分が目安です。

**法律相談（予約制）**

女性が抱える法律上の悩みについて、女性の弁護士が相談に応じます。

- ・相談日時 第3火曜日（原則）  
13時30分～16時30分
- ・相談方法 面談

※一般相談の相談日に予約してください。

※相談時間は、1件あたり40分です。

**相談電話 046-828-8177**

■コラム19 ひとり親世帯の増加

ひとり親世帯は昭和63年（1988年）から平成28年（2016年）までの約30年間に102.2万世帯（母子世帯数84.9万世帯、父子世帯数17.3万世帯）から141.9万世帯（母子世帯数123.2万世帯、父子世帯数18.7万世帯）へと増加しており、母子世帯で見ると約1.5倍、父子世帯で見ると約1.1倍となっています。また、平成28年（2016年）のひとり親世帯における母子世帯の割合は、86.8%となっています。



出典：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

## ■コラム20 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の女性への影響

内閣府男女共同参画局が設置した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の報告書によると、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用面や生活面で女性に大きな影響を及ぼしました。飲食・宿泊業等の産業に大きな打撃を与え、それらの産業は非正規雇用労働者の割合が高く、さらにその非正規雇用労働者には女性が多いことが背景にあります。女性への深刻な影響の根底には、ジェンダー平等が進んでいなかったことがあり、それがコロナの影響により顕在化しました。」と指摘されています。

### 就業者数の推移



### 自殺者数の推移

令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年
<b>20,169人</b>	<b>21,081人 (+912)</b>	<b>21,007人 (▲74)</b>
女性 6,091	女性 7,026 (+935)	女性 7,068 (+42)
男性 14,078	男性 14,055 (▲23)	男性 13,939 (▲116)

出典：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」